

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																
福井高等学校	<p>自宅から勤務公署まで自転車使用により通勤認定されていた経路を確認したところ、認定距離より短い距離となる経路があったため、通勤手当が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="439 583 1210 961"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年4月から平成26年8月まで</td> <td>463,800円</td> <td>226,000円</td> <td>237,800円</td> </tr> <tr> <td>平成27年2月から同年7月まで</td> <td>21,977円</td> <td>10,466円</td> <td>11,511円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>485,777円</td> <td>236,466円</td> <td>249,311円</td> </tr> </tbody> </table>	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成17年4月から平成26年8月まで	463,800円	226,000円	237,800円	平成27年2月から同年7月まで	21,977円	10,466円	11,511円	合計	485,777円	236,466円	249,311円	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【職員の給与に関する条例】 第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 (1)・(2) (略) (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び法第26条の3第1項の規定による承認を受けて1週間の勤務時間の一部について勤務しない職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）に支給対象期間の月数を乗じて得た額。（以下略） イ 自転車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2000円 ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4200円 ハ～ワ (略)</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 第5条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p>	<p>当該職員について、正しい距離により通勤手当の認定を改めて行った。</p> <p>また、過払いとなっていた通勤手当は平成28年4月に戻入した。</p> <p>今後、担当者、決裁者で申請経路を精査し、適正な認定を行う。</p>
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額																
平成17年4月から平成26年8月まで	463,800円	226,000円	237,800円																
平成27年2月から同年7月まで	21,977円	10,466円	11,511円																
合計	485,777円	236,466円	249,311円																

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年2月8日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
西野田工科高等学校	<p>経済的な経路があるにもかかわらず、別の経路で認定されていたため、通勤手当が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="448 449 1561 606"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 449 997 522">支給対象期間</th> <th data-bbox="1006 449 1190 522">既支給額</th> <th data-bbox="1199 449 1383 522">正規支給額</th> <th data-bbox="1391 449 1561 522">過払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 529 997 606">平成27年4月から平成28年3月まで</td> <td data-bbox="1006 529 1190 606">310,220円</td> <td data-bbox="1199 529 1383 606">301,360円</td> <td data-bbox="1391 529 1561 606">8,860円</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象期間	既支給額	正規支給額	過払額	平成27年4月から平成28年3月まで	310,220円	301,360円	8,860円	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【職員の通勤手当に関する規則】</p> <p>第5条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p> </div>	<p>給与の訂正基準に基づき戻入額を算出したところ、既認定経路の払戻し額より、新経路での支給額が上回るため、学校総務サービス課と調整の上、認定変更を平成28年4月からとした。</p> <p>今後、関係条例、規則の規定に基づき適正に対処する。</p>
支給対象期間	既支給額	正規支給額	過払額								
平成27年4月から平成28年3月まで	310,220円	301,360円	8,860円								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年11月12日）